

令和6年度 第2回富田林市上下水道事業運営協議会 議事概要

令和7年2月10日

上下水道総務課

令和6年度 第2回富田林市上下水道事業運営協議会 議事概要

令和7年2月10日 14:00 きらめき創造館 2階グループ活動室

○事務局

それでは、定刻になりましたので、ただ今から、令和6年度第2回富田林市上下水道事業運営協議会を開会させていただきます。委員の皆様方におかれましては大変お忙しいところ、お集まりいただき、誠にありがとうございます。それでは開会にあたり、上下水道部長よりご挨拶を申し上げます。

○部長

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、また寒いところ御出席頂きましてありがとうございます。また平素は本市上下水道事業の運営にご協力を賜りまして、御礼申し上げます。開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。本市の上下水道事業を取り巻く環境ですが、人口減少に伴う料金収入の減少や、整備した施設の更新費用、また職員の人材確保や技術継承といった課題に直面しております。こういった課題に対応するため、下水道事業におきましては、富田林市下水道事業経営戦略というものを策定いたしております。これは令和元年に策定したのですが、下水道事業の継続に必要な投資を行いながら、経営基盤の強化、将来にわたってサービスの提供を安定的に継続していくための基本計画を作成しております。計画期間は令和元年から令和10年までですが、今般、計画期間の折り返し地点になるということ、また、昨今の物価高騰といった新たな社会情勢の変化に対応するため、現在、改定作業を行っているところです。この経営戦略について御報告がございます。

また、水道事業におきましては先ほど申し上げた課題に対応するため、広域化に取り組んでおり、令和7年4月から大阪広域水道企業団へ統合されることが決定しております。それを踏まえまして、本協議会の水道事業に対する今後の在り方についても御報告を申し上げます。最後に、1月28日に埼玉県八千代市で発生した流域下水道管の破損が原因とされる道路陥没事故の件を受けまして、本市で行いました下水道関連の緊急点検の結果について、御報告申し上げます。

○事務局

ありがとうございました。それでは、協議会に入る前に事務局からお知らせがございます。本市において、審議会などにつきましては会議の公開に関する指針に基づき公開することになっておりますので、会議録作成のため録音させていただきますことをあらかじめ御了承願います。それでは、協議会を進めさせていただきます。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。会議次第、委員名簿、資料、水道だよりの4点となります。不足等がありましたらお願いします。本日の議員の出欠状況でございますが、委員定数14人中11名の御出席を頂いておりますので、協議会規則第6条第2項に基づく会議開催要件を満たしていることを報告いたします。また、先ほど議事録作成のために録音させていただく旨の説明をさせていただきましたが、御発言される場合は、挙手の上、議長からの指名の後、発言を頂きますよう御協力をお願いいたします。それでは協議会規則第5章第2項の規定により、会長が議長となることになっております。以後の執行につきましては、会長にお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○会長

皆さんこんにちは。委員の皆様方には本当にお忙しい中、また、寒い中御出席を賜りまして誠にありがとうございます。着座にて失礼いたします。まず御手元、次第にもありますように、本日の協議会では四つの案件を予定しております。まず一つ目として富田林市下水道

事業経営戦略戦略、先日、これのパブリックコメントを実施いたしましたので、その結果について事務局から報告があります。二つ目の案件につきましては、水道事業が大阪広域企業団と統合し、来年度以降の上下水道運営協議会の在り方について協議していただくことになります。三つ目として、最近のニュースでも御承知のように、埼玉県八千代市の陥没事故を受けて、本市下水道課の緊急点検の結果について報告を行います。最後に四つ目の案件といたしまして水道料金の改定についてとなっております。委員の皆様には忌憚のない御意見等をお願いしたいと存じます。それでは議事に入りたいと思います。案件１、富田林下水道経営戦略について、事務局のほうから説明してください。

○事務局

それでは、案件１、下水道事業経営戦略について報告させていただきます。案件について説明させていただきますので、御手元の資料を御参照願います。御手元の資料の１枚目はコメントの内容と、それに対する市の考え方を記載した資料になっており、２枚目は市民の方からの意見になります。またこの後ろに経営戦略本編と概要版も配布しています。富田林市上下水道部では、令和７年１月６日から令和７年２月７日の期間に富田林市下水道事業経営戦略素案のパブリックコメントを実施しました。コメントの提出件数は、賛成意見が４件ありました。それでは、順番にコメントの概要とそれに対する市の考え方について報告させていただきます。本日の運営協議会では、市の回答について、委員の皆様から様々な御意見を賜り、回答のブラッシュアップを図りたいと考えています。初めに、ナンバー１の意見として、下水道事業は受益者負担が原則で基準外繰入金に頼るべきではない、基準外繰入金によって他の住民サービスに影響が出ているのではないかと、必要なものは必要と市民に説明し、早急に料金改定を行い、必要であれば激変緩和措置として段階的に値上げし、必要な方には減免する等を行えばよいのではないかと、という内容でした。この意見に対し、御指摘頂いたとおり、公営企業の経営は、受益者負担が原則です。一方で、下水道事業は都市計画事業の一環として整備しているため、都市計画税を繰入金として充当しています。また、物価高騰等の社会経済情勢からの市民の皆様へのさらなる負担を軽減し、安定した経営を持続することを重視した結果、現在及び計画の経営方法が、本市の行財政運営を一体として判断した場合により適していると考えています。料金改定の方法につきましては、頂いた御意見を参考にして検討させていただきます、と回答する予定です。

続きまして、ナンバー２の御意見は、経営戦略本編の１８ページの企業債の金利３％は過大ではないか。富田林市の財政収支見通しについてと相違しているため、下水道事業の起債が市の起債と異なる発行をしているのであれば、説明を求める。ほかにも過大な試算項目があるのであれば、計画に示す料金改定率まで必要ないのでは、という意見です。この意見に対して、設定している金利が市長部局と異なるのは、起債の借入れ年数が異なるためです。市長部局での借入れ年数は５年から３０年ですが、下水道事業での借入れ年数は４０年です。借入れ期間が長いと金利も高くなりますので、下水道事業会計での金利の見通しは市長部局の見通しよりも厳しくなります。今回の素案でお示しした料金改定率は、あくまで現時点で見込んでいる事業を全て実施した場合について試算したもので、今後の事業運営と料金の在り方の目安になるものと考えています、と回答する予定です。

続きまして１枚目資料の裏面を御覧ください。パブリックコメントの対象とならないコメントが３件ありました。対象外の２件については、水道料金、水道の水質等に関するものでしたので対象外にいたしました。最後に、いただいたコメントをもとにこの素案を加筆修正した箇所はございません。冒頭にも申し上げましたが、本日は委員の皆様方から様々な御意見を賜り、意見のブラッシュアップを図りたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

ます。以上で説明とさせていただきます。

○会長

ありがとうございました。パブリックコメントで意見を頂いている繰入金についてと、二つ目の案件のいわゆる起債について、簡単に中身について委員の皆さんに紹介していただけますか。

○事務局

まず、下水道事業では市長部局から繰入れしてもらおうお金を繰入金と言ってまして、その繰入金の中に、基準内繰入金と基準外繰入金というものがあります。例えば下水道事業で、汚水に関する費用は下水道使用料で賄うべきであり、雨水に関する事業は公費で賄うべきという考え方があります。雨水に関する事業費につきましては、総務省が毎年、繰出基準というものを公表しており、総務省の繰出基準に基づく市長部局からの繰入金を基準内繰入金と呼んでおります。基準外繰入金というのは、総務省の繰出基準に基づかない市長部局からの繰入金のことを基準外繰入金と呼んでおります。続いて起債については、下水道事業では工事に関する事業費に起債を充てています。市長部局では10年、20年といったものが多いですが、公営企業の下水道事業では、下水道の整備に関する起債は全て40年で借入れ申込みをしておりますので、借入れ年数の違いによって金利が異なっております。

○会長

ありがとうございます。専門的な行政用語ができましたので、事務局から説明を頂きました。ただいまの下水道経営戦略について委員の皆さん質問がありましたらお願いします。

○委員

意見ということですが、ここで市の考え方についてもお聞きします。1番のコメントを拝見していると、基準外繰入れによって、ほかの住民サービスに影響が出ているのではないかと質問しています。市側の考え方の中に、これに対する答えは触れていないように見えますが、これは影響が出ているけども、あえてそこには触れないということか、影響は少ないという考えで触れないのか、特にそういったことはないということが前提でのこの回答になっているのか教えてください。

○事務局

考え方に記載していますように、都市計画事業の一環として整備しているという形で書いておりまして、基準外繰入金財源、都市計画事業の財源は使い道が決まっており、そのため、他の住民サービスに使うようなものではなく、使い道が決まっているものになるので、直接的に答えているわけではなく、このような表現にはなっています。この決まった使い道の中で使わせていただいているというとして、お答えいたしました。

○委員

それであれば富田林市民として思うことは、今の説明していただいた内容について、盛り込んで頂いたほうが安心して拝見することができます。市民の立場ではそこまでのことは分からないと思います。よろしくお願いします。

○会長

ありがとうございます。ほかに意見が内容ですので次の案件に移ります。それでは、案件2の上下水道事業運営協議会の在り方について、事務局に説明していただきます。

○事務局

よろしくお願いします。資料ですが、黄色の間紙の次のページ、右肩に資料②と記載しているものを御覧ください。昨年11月に開催した第1回運営協議会においても説明いたしま

したことの繰り返しになりますが、水道事業が大阪広域水道企業団に統合されるため、本協議会の在り方について検討する必要があります。事務局としましては、今後も引き続き見識を有しており、市民の代表である委員の皆様の御意見を事業運営に生かしていきたいと考えております。そのため、今後の新たな協議会の在り方を資料のようにまとめました。この資料は、協議会運営について定めた要綱を新旧で比較したものとなります。なお、資料に記載しているのは、あくまで検討中のものであり、本日皆様から頂く御意見や内部での調整によって変更する場合がありますので、御了承ください。それでは個別に御説明しますが、現在の要綱では、初めに、協議会の目的を記載しておりましたが、変更案としては、第1条に附属機関の設置条例に基づくものであるということをうたっております。これは本市が設置している他の附属機関の要綱と整合を図っているものであります。第2条では、協議会で所掌する事務として、これまでは上下水道事業と一括していましたが、1号で下水道事業について、2号で水道事業についてと整理して、第3条では、協議会の構成について定めており、現行では、1号委員として識見を有する者、2号委員として管理者が必要と認めるものとしておりますが、変更案では、各号により構成員の立場を明確に定めております。また、委員数についても、16名から15名に変更しております。第4条では、委員の任期を定めており、こちらに関しては大きな変更はありません。第5条は会長及び副会長の職について定めて、各号を整理しましたが、こちらについても大きな変更はございません。第6条では運営協議会の開催について定めており、開催に必要な出席議員数等を規定しています。また新たな項目として、本市が原則としており、会議を公開することを明記しております。加えて、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる旨を追加しております。第7条ですか、現行では専門部会を置くことができるとしておりましたが、こちらに関しては廃止しております。また変更案では、現在の要綱にはなかった事務局について定めております。協議会の事務局を下水道担当課とし、大阪広域水道企業団は協議会の一員、オブザーバーの立場として参加することとしております。最後に第8条ですが協議会の運営に必要な事項については、会長が定めるとしており、こちらについては現行から変更がありません。最後に附則として施行期日を令和7年4月1日としております。繰り返しになりますが、ただいま御説明したのは、事務局案ですので、協議会の在り方について、委員の皆様の忌憚のない御意見を頂き頂ければと思いますので、よろしくお願いいたします。説明は以上となります。

○会長

ありがとうございます。この運営協議会の要綱改正案ということで、現行と改正案ということで説明をしていただきました。この内容について、要は結論的には、要綱改正であるけれども、この運営協議会は継続して開催していかれるという改正案でございます。この件について何か皆さん。御意見等がございましたらお伺いしたい。

○委員

企業団に統合されるということで、水道部門として協議会というのは、大阪府下でもたくさんあるわけですが、この富田林市だけでなく他の市でも、同じような協議会をしているところはあるのでしょうか。

○事務局

他の市というのは現在、統合を協議している団体ということでよろしいでしょうか。この4月からということであれば4市となりますが。

○委員

それで結構です。

○事務局

こちらで把握している限りではその4市に関しては、本市と同様の協議会を開催している団体はないと認識しています。

○委員

質問ですが組織のところ、第3条で関係行政機関とはどういったところを想定していますか。

○事務局

こちらにつきましては、本日、御出席していただいている府の環境衛生部門などを想定しております。

○委員

そうすると企業団の立ち位置ですが、事務局案ではオブザーバーとして参加すると書いてありますが、企業団の位置づけは事務局となるのでしょうか。

○事務局

企業団は事務局としては参加できない、ということを本部から言われております。あくまで、ほかの委員の方々と同じように参加する側ということで、事務局ということではなくなります。

○委員

すると事務局のことが第7条に書かれていますが、どちらかといえば組織のほうに入っていればいいということになり、発言はできるけど、何かを決めることはできない、という立場になってしまう。

○事務局

委員としての参加も出来ないと考えているところでありまして、立ち位置としては中途半端かもしれません。

○会長

委員と事務局の間みたいな形になるのでしょうか。

○事務局

何か報告案件があれば、委員の側に入らせてもらい発言させていただく、という形を考えております。

○委員

そうすると位置づけは第3条でも第7条でもないということですか。

○事務局

御指摘の中途半端というところがあるのですが、委員として、ということでは第3条にはあたりませんが、この会議に参加するということで、第7条でオブザーバーとして参加する、という案としてまとめております。

○事務局

ここに企業団を入れさせていただいているのは、来年であればここにいるメンバーも残っていますが、時を経ますと、水道センター長や課長が企業団のプロパー職員になっていくという現実があります。そこで水道事業という市民に密接な事業が、全く知らない人ばかりでやっている困る、ということもあり協議会に出席するほうがよいと考え、入れさせていただきました。先ほど委員がおっしゃったとおり、事務局なのか委員なのか、と言われると思いますが、立ち位置的にはやはり、委員よりも事務局に近いかなと思います。それと水道事業は下水道事業と切り離すことができないので、こういったケースはどうなるのか、というような御質問を頂くと考えております。実際は企業団に行くことになっていますが、頭の中ではまだ富田林市役所の中にいる、という状況がありまして、このように事務局の中に

入れさせていただきました。引き続き、皆様の御意見を頂きまして、変更等を加えていきたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員

行政組織、事務局の部分で質問が出ていますが、具体的に言うと、今のメンバーで委員を見させてもらおうと、企業団の関係は7条の事務局にはいり、環境衛生部門は行政機関のほうになる、関係行政機関というのはそういう扱いになってくるのか。

○事務局

今のご質問だと関係行政機関の中に企業団が入るという状況ではないと考えています。

○会長

それでは先ほどから言われてる関係行政機関が指す委員というのは具体的には。

○事務局

本日も御出席していただいている環境衛生部門などがあたるという認識です。

○会長

はい分かりました。他ありませんか。

○委員

この7条で、企業団は協議会の一員なのか、そもそも協議会というのはどこからどこまでを指すのかという話になったとき、いま、そちらに座っている事務局に庶務を担当していただいておりますが、厳密に言うと協議会の一員ではありません。だから、ここで協議会の一員としてしまうのはどうかと正直思っていました。

○会長

いかがでしょう。

○事務局

この場でお答えするのは難しい。

○会長

今の質問は、協議会の指針ということで明記されており例えばこれを省いて、オブザーバーとして参加できる、ぐらいであれば可能かと思うのですが。どうですか。

○事務局

ありがとうございます。いただいた御意見をもとに、この部分に関しましては、もう一度考え直したいと思います。最後の部分で、参加するものとするのか、参加することができるのか、オブザーバーとして参加することが可能なのか。

○委員

先ほど質問したときに、大阪府下でこのような協議会があるのかということを知っていて、ないという答えでした。富田林として、水道事業から意見が聞けるということなので、個人的には市民や市の意見が反映していけるという意味では、非常にいいかなというふうに思っています。ただ組織の問題として、この文章についてはもう少し議論して、委員の意見も踏まえて修正をしてもらいたいと思います。

○会長

ありがとうございます。それでは今、委員から意見が出ましたことを踏まえて、今までの部分については事務局のほうで検討していただくということでよいと思いますが、よろしいですか。ほかに何かございませんか。

ないようですので、それでは案件の三つ目、下水の管路等の緊急点検の結果について説明をお願いします。

○事務局

埼玉県八潮市の流域下水道にかかる道路陥没事故に伴う緊急点検について説明させていただきます。令和7年1月28日火曜日、午前10時頃に八潮市内の交差点内において、70代男性が運転するトラックが、下水道管の破損による陥没によって転落する事故が発生しました。現在も復旧作業が進められております。このような下水道管の破損がなぜ起きたのか、そのメカニズムを説明させていただきます。一般的に、段差のある区間やポンプの吐き出し口などで下水が攪拌され、汚物に含まれる有機物から硫化水素が生成されます。それが空気中に拡散し、細菌の働きによって酸素と結びつき硫酸となってコンクリートと鉄筋を溶かしたと考えます。また、今回は中川流域下水道の下水処理場が近いこともあり、配管の直径が4.75メートルと太く、埋設の深度が深く、上部の土砂が破損部分から流されたものと考えます。補足ですが、塩ビ管は硫化水素に強く溶けないのですが、今回のようなコンクリートや鉄筋、もしくはヒューム管というのは、硫化水素には弱く、溶けやすいです。

事故発生の翌日、1月29日に国土交通省から、1日最大処理量30万立方メートル以上の下水処理場に接続する2000ミリ以上の下水道管路の緊急点検の要請がございました。下水道課は、国交省の事業マネジメント推進室長より発出されました下水道管路施設に対する緊急点検について、に基づき独自の対応として管理する破損時に甚大な被害が想定される下水道管路施設汚水800ミリ以上、雨水管φ1000以上について緊急点検を実施しました。こちらが実際、富田林市内の下水道管路施設で、オレンジの部分が対象の下水道管路施設になり、合計すると9.6キロメートルあります。そして右側が雨水管口径2000ミリ以上、約12.5キロメートルになります。こちらを下水道課で手分けし、今回点検を実施しました。国交省からの依頼が来る前、1月29日の朝9時前には、課長より各班に分かれ点検を実施するよう指示がございました。点検方法としては、人孔回り、あとは人孔内の点検、管路埋設道路を目視確認、特に下流部が上部からの目視と、人孔の点検も行いました。実際の実施状況です。こちらが初日の点検の実施になります。市内を北と南分かれそれぞれ点検を実施しました。次に1月31日、2日目の点検になります。実際に何か所かの雨水幹線も点検を行いました。次に、3日目、2月6日木曜日です。大阪狭山のみず未来センター前の点検を実施しました。また、最終日となることもあり、市内広範囲の箇所(point)の点検を行いました。今回の点検では異常が見られる箇所はございませんでした。今後も引き続き、汚水枡の詰まりや、下水道の埋設の日々の業務の中でも、巡視を実施していきたいと思っております。また今後の課題ですが、本市は、下水道管路の老朽化対策として、腐食のしやすい管渠は5年に1度点検を実施しております。令和2年度に実施し、今年度も実施予定です。また、下水道管の耐用年数50年を経過するものについては、点検調査を行い、管更生を実施しております。本市においては、以前から管路更生を実施しており、総距離は約19キロメートルにも及びます。下水道管腐食の予防として、今後も実施していきます。また、別件ですが補足としまして、今回点検箇所ではありませんが、点検中に羽曳野市の人孔の周囲に段差が確認されましたので、羽曳野市に連絡を入れ、工事しております。また、個人的な感想となりますが、ここ最近、町で詰まりや水質検査など下水管の調査を行っている際、住民の方々からの声をかけられることが多くなりました。ありがとうございます、点検頑張って、その声が非常にうれしくて日々の業務の励みになっております。今後とも市民のため、下水道の提言や調査等を行っていきたくて考えております。

○会長

埼玉県の陥没道路陥没事故を受けて、調査を行っていただいたけれども、結果として異常は見つからなかったという報告でした。本件について何か御質問、御意見等がありますか。

○委員

教えていただきたいことがあります。最初に、硫化水素が発生して硫酸ができるというメカニズムを紹介して頂いたと思いますが、それはごく一般的なもので、例えば富田林市の下水道管でもよく起こってるようなことでしょうか。それとも埼玉県の大きな流域下水道だけなのか。それから埋設の深さが、埼玉県は10メートルよりも深かったというようなことですけど、富田林の一番深いところでどれぐらいの深さがあるのでしょうか。

○事務局

硫酸ですが、先ほど説明したように、ポンプ場の吐き出し口といった所では当然発生しております。ただ、その部分に関しては5年毎に調査をしておりますし、塩ビ管のところは比較的、先ほどの説明にもあったように傷みにくいです。ヒューム管に関しては更生したり、5年に1度の点検を行っております。深さですが、富田林の汚水・雨水で一番深い所は約13メートルぐらいが一番深いです。大阪狭山処理場、水みらいセンターに入る直前のところで約13メートルぐらいの深さです。雨水管も大体同じぐらいの深さのところが一番深いです。

○委員

ありがとうございます。埼玉の4.75メートルというと、人間が2人はいっても届かない、すごい大きな管で、ニュースが来たときにそんな大きな管が入ってることに驚きました。当然トラックもはまってしまう。富田林駅前では2メートル前後の流域下水道の管があったと思いますが、流域下水道は国土交通省に報告すると思いますが、富田林市にも、点検したけど異常はなかったという報告があったのかどうか。下水道課は関係ないということではなく、流域下水道の管も市内に通っているわけなので、報告を受けたのかが気になっています。市内で流域下水道の管はどのぐらいの口径があるのですか。

○事務局

富田林市に1月29日に下水道管路の施設を緊急点検するように国から通知が来ました。その中で、1日最大処理量が30万トン以上の大規模な下水処理場に接続している2000ミリ以上の管を緊急点検するように、と国が発出しています。富田林市が流している処理場というのが大井水みらいセンターと大阪狭山水みらいセンター2か所がありますが、そちらの処理場は両方ともに30万m³/日以下の処理場となっておりまして、管路のほうも2000ミリ未満で、緊急点検の要件には当てはまっていません。大阪府下では2000ミリ以上の緊急点検が必要なところは寝屋川北部南部広域処理場、川俣処理場と猪名川流域の原田処理場という空港の近くの滑走路の横に処理場があり、その緊急点検の結果、異常はなかったと聞いております。

○委員

今、説明をしていただいたとおり、国から対象は社会的な影響が大きいところを重点的に実施するよう言われまして、寝屋川、東大阪や淀川から大和川で緊急点検をしました。あとは道路の空洞調査で、対象の下水管の上のところを調査しました。問題はそれ以外のところが大丈夫なのかということで、心配されているという声も聞いていますが、大阪府でも原則下水管で10年に1回、先ほど説明のあった腐食しやすいようなところは5年に1回、これは下水道法で定められていすのですが、これからも点検をしていきます。埼玉の事故の件なのですがいまのところ原因は分かっておらず、今日も国土交通省で検討委員会というのを立ち上げ、委員会で原因と、これから原因を踏まえてどのようにしていくか議論しています。今後、その検討委員会の状況を見ながら、富田林市とも情報共有していきたいと思います。

○会長

よろしくお願ひしたいと思います。この件に関してほかにございませんか。ないようです

ので、次に移りたいと思います。最後に４の水道料金改定について事務局から説明をお願いします。

○事務局

案件４の水道料金の改定について報告させていただきます。資料は二つ折りの上下水道だよりになります。水道料金は、令和７年１０月より増額改定を行います。見出しに２段階目とありますように第１弾の料金改定は令和３年１０月に、平均１５％の増額改定を既に行っており、今回はそれに続くものになります。本市水道事業では、平成８年の水道料金改定から２０年以上水道料金を据え置いてきましたが、水道施設の老朽化に伴う更新工事の増加、人口減少や節水機器の普及などによる給水収益の減少などから、不足する財源を確保するため、水道料金を上げざるを得ない状況となりました。当初、令和３年度に２５％の改定を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響などから、少しでも利用者の負担を軽減するため、令和３年度に１０％、令和７年に１０％の料金改定を実施することになりました。そのため、今回の料金改定については、令和３年の３月議会で既に議決を頂いております。料金改定が約半年後に行われるため、上下水道だよりで取上げ、市民の皆様は２月広報誌に折り込み配布させていただきました。府内の水道料金の比較や次のページでは世帯人数別の値上がりなどを紹介しています。今後の予定としまして、水道料金の改定前に再度広報紙などで周知するとともに、水道料金早見表の全戸配布など、丁寧に説明していく予定です。

○会長

ありがとうございました。水道料金の改定ということで、この点について御質問、御意見があればどうぞ。

○委員

富田林が真ん中あたりから１０％値上げすることによって、上から１３番目になります。令和６年１０月１日時点の料金比較となっていますが、それ以後、他の市町村で料金改定の動きはつかんでいるのでしょうか。

○事務局

すいません、府下の市町村値上げの状況については把握しておりません。

○委員

基準判断を正直に書いてくれているから、市民の方にも現状を分かってもらえていると思います。お金の使い方も、どのように使っているのかははっきりすればある程度理解できる。できればそういう便りを年１回ぐらい出して詳しく伝えてほしい。他市町村の動きも含めて、市民の皆さんに提供していただいたほうがより理解につながっていくのではないかな。どうして値上げするのか、という人もいると思うのでもう少し理解して頂けるよう方策も考えていただきたい。

○会長

ほかに水道料金の改定について御意見ございませんか。

○委員

料金の高いところは何か要因があるのでしょうか。安い茨木市と高いところで約２．５倍の差がある。茨木市は富田林市よりもかなり人口も多いが、なぜ２０００円ぐらいでとどまっているのか。

○事務局

料金の差としては人口密度や、保有する施設、ポンプ場であったり配水地であったり維持していかなければいけない施設の多さが水道料金に影響しています。

○委員

淀川が近い、取水するところが近いから作る水の値段が比較的安いのではないかと思います。豊能町は山の上に水をあげるのに電気代がかかっている。北摂のほうは淀川があることが大きく影響していると感じている。例えばポンプなど施設の老朽化もあると思うが、例えば松原市や羽曳野市など平坦な地域で、一定の水圧で送れるところもある。あとは企業として努力してるかどうかが問われると思います。比較的、富田林は地域的に標高が高いところがあって、かなりハイスピードで施設の更新をしている、投資をすごくしていると感じています。

○事務局

1点補足させていただきます。これも一般的な考えとしての補足ですが、水道料金が低い低いというだけで経営状況は測れません。この裏には起債等をどれだけするか踏まえた上で、料金が安いから安全、高いから不安という資料の一つにはなるんですが、全体的な経営状況をこれだけで判断できないということは申し添えます。

○会長

ありがとうございます。本日の案件としては以上のとおりでございますが、4点の案件の中で、まず一つ目としては、この運営協議会の要綱改正や、その中の第7条、改正案を修正することについて、事務局に一任してもよろしいですか。それでは委員の意見も踏まえて、修正していくということでよろしくお願いします。それからもう1点、先ほど3つ目で富田林の下水道の点検の結果について報告を頂きましたが、埼玉県事故を受けて市民の方もかなり関心持っておられると思いますので、点検結果で異常がなかったということをお知らせする予定はありますか。

○事務局

ホームページで2月7日以降に。

○会長

はい、わかりました。ほかに上下水道事業に関すること、何でもいいのですが意見等がございましたら伺いたいと思います。特にございませんか。ないようでございますのでこれで議事を終了したいと思います。委員の皆様には御意見を頂きまして誠にありがとうございます。事務局におかれましては協議会の意見を参考に、今後の運営に生かしていただきたいと思います。二つ目の案件で、上下水道運営協議会の在り方については、次年度以降も継続して開催していくということで決定を頂きました。また新たな協議会で事務局が行っていただける。そして、委員の皆さんの任期ですけれども2年間ということになっております。従いまして現在の運営協議会は本日をもって終了となります。本当に長い間、上下水道運営協議会に御協力を頂きまして、ありがとうございます。これを持ちまして事務局にマイクを返します。よろしくお願いします。

○事務局

会長からの言葉にもありましたが、委員の皆様には長い間、上下水道運営協議会に御協力頂きありがとうございました。水道事業が大阪広域水道企業団と統合されることに伴い、来年度以降、新たな上下水道運営協議会を行っていくことになります。上下水道としてよりよい運営協議会をつくっていけるようにしていきますので、御協力をお願いいたします。それではこれを持ちまして令和6年度第2回富田林市上下水道事業運営協議会を終了したいと思います。皆様には長時間にわたりありがとうございました。